

(別紙1)

「プロから学び0から創る！実践ゲーム開発講座」及び「クリエイティブ業界就活講座」 実施業務仕様書

1 委託業務名

「プロから学び0から創る！実践ゲーム開発講座」及び「クリエイティブ業界就活講座」
実施業務

2 事業概要

県内専門学校等に在籍する学生を対象に、オンラインゲームプラットフォーム「Roblox」を活用したゲーム制作講座を実施する。実務に近い制作フローを体験させ、企画立案から開発、レビュー、完成物の発表までを一貫して学べる教育プログラムとする。

また、クリエイティブ業界就職を目指す学生に対し就職活動に備えた、面接対策、ポートフォリオ対策等を内容とする就活講座を実施する。

3 事業目的

群馬県では、「デジタル・クリエイティブ産業」の創出を目指し、クリエイティブ企業の誘致及びデジタルクリエイティブ人材育成に取り組んでいる。

その一環として、県内学生に対し、チームによる実践的なゲーム制作経験の機会を提供することで、業界就職に不可欠なコミュニケーション力、進捗管理力を身につけることを目的とする。

また、クリエイティブ業界への就職は、ポートフォリオによる評価が行われる等一般企業への就職と異なるため、業界就職を見据えた講座を実施し、県内人材の業界就職を支援することを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

5 委託予算額

1,200,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

6 講座内容

(1) プロから学び0から創る！実践ゲーム開発講座

① 対象者

県内専門学校生等クリエイティブ企業への就職を希望する県内人材

② 開催時期

令和8年6月～令和9年2月（予定）

③ 開催方法

オンライン

④ 内容

- ア 上毛かるたをモチーフとしたオリジナルメタバース空間を Roblox 上で作成
- イ ディレクター、2D、3DCG、ゲーム制作等コースに分かれて実施
- ウ 参加者の作品に対する添削・指導
- エ 参加者の質問に対する回答
- オ 全体の進捗管理
- カ その他提案事項

(2) クリエイティブ業界就活講座の内容

① 対象者

県内専門学校生等クリエイティブ企業への就職を希望する県内人材

②開催時期

令和8年6月～令和9年3月の間に2回以上実施

③開催方法

オンライン

④ 内容

- ア クリエイティブ業界就職に対する面接・ポートフォリオ対策
- イ その他提案事項

7 委託事業の内容

(1) プロから学び0から創る！実践ゲーム開発講座

① 講座の企画

- ・上記6の内容を満たした上で、上記3の事業目的を達成するために、効果的な講座の企画（講座回数やコース数、開催時期、講座内容等）を提案すること。

② 講座の進行及び進捗管理

- ・講座当日の進行を行うと共に、実施内容の記録を都度県に書面にて報告すること。
- ・参加者からの課題提出や進捗について管理を行うこと。

③ 参加者からの質問回答

- ・講義期間中に参加者から質問があった場合には回答を行うことのできる体制を整えること。

④ 参加者同士のコミュニケーション管理

- ・実際の仕事の流れを体験できるよう、進捗状況を把握するなど参加者同士のコミュニケーションがとれる環境を整えること。
- ・参加者同士のトラブルが生じないよう対策を講じること。

⑤ アンケートの実施

- ・参加者に対して、事業期間中（11月ごろ）及び事業終了時（3月ごろ）アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、事前に県と協議して決定すること。

⑥ 実施報告書の作成

- ・上記業務終了後、実施結果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

(2) クリエイティブ業界就活講座

① 講座の企画

- ・上記6の内容を満たした上で、上記3の事業目的を達成するために、効果的な講座の企画（講座回数や開催時期、講座内容等）を提案すること。

② 講座の進行

- ・講座当日の進行を行うと共に、実施内容の記録を都度県に書面にて報告すること。

③ アンケートの実施

- ・参加者に対して、講座終了後に都度アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については、事前に県と協議して決定すること。

④ 実施報告書の作成

- ・上記業務終了後、実施結果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

8 委託費

(1) 委託費の内容

ア 人件費（計画立案、当日の運営管理 等）

イ その他（業務全般を管理する際に発生する雑務的経費）

ウ 消費税及び地方消費税

※上記の他に必要な経費が発生した場合は、随時、群馬県と協議して決定する。

※レンタル・リースを原則とし、備品や消耗品等の購入に際しては、リース等の賃貸借契約による場合の当該年度分の支払合計額に比して購入額が安価な場合に限ることとする。

※事業者や求職者や労働者に提供する物品（リーフレット、パンフレット、冊子、封筒類を除く）及び飲食に掛かる経費は対象経費として認めない。

(2) 委託費に係る留意事項

ア 本業務は、「地域活性化雇用創造プロジェクト事業費補助金」を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。

イ 受託者は、本業務実施に関する会計関係帳簿類及び証拠書類（使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等）を整備し、委託契約終了後5年間は保管しておかなければならない。

ウ 本業務は群馬県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となる。

エ 委託費の支払いは、原則として、委託契約終了後に群馬県が行う検査に合格してからとなる。

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属等

- ・本業務により得られた成果は群馬県に帰属する。

(2) 秘密の保持

- ・本業務に関し、受託事業者から県に提出された書類等は、本事業以外の目的では使用しない。
- ・本業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託事業者は、本業務で知り得た業務上の秘密の保持について厳守しなければならない。

(3) 個人情報の保護

- ・受託事業者は、本業務（業務の一部を再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

10 その他留意事項

(1) 不明点等に関する協議

- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と協議すること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、群馬県と協議の上、定めることとする。ただし、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。